

いこま SDGs アクションネットワークアドバイザー会議開催要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、いこま SDGs アクションネットワーク（以下「ネットワーク」という。）を運営し、及び会員がそれぞれの有する資源や知見等を活かし、目指すゴールや地域課題の解決に向けて連携するに当たり、外部の視点からの支援又は助言を求めるため、いこま SDGs アクションネットワークアドバイザー会議（以下「アドバイザー会議」という。）を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(意見等を求める事項)

第2条 アドバイザー会議において支援又は助言を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) ネットワークの運営及び会員の活動に関する事
- (2) 生駒市 SDGs 推進事業補助金の交付事業に関する事
- (3) その他ネットワークに関し、市長が意見を求める必要があると認める事

(参加者)

第3条 市長は、次に掲げる者のうちから、アドバイザー会議への参加を求めるものとする。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 市民団体等の代表者
- (3) その他市長が必要と認める者

2 前項の場合において、市長は、原則として、同一の者に継続してアドバイザー会議への参加を求めるものとする。

(運営)

第4条 市長は、必要があると認めるときは、アドバイザー会議に関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(開催時期)

第5条 アドバイザー会議の開催時期は、3年間を目途とする。

(庶務)

第6条 アドバイザー会議の庶務は、SDGs 推進課において処理する。

(施行の細目)

第7条 この要綱に定めるもののほか、アドバイザー会議に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年11月10日から施行する。